

清掃工場における設備管理職員の役割

清掃工場とは

20の設備群、数万点の部品からなり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、電気事業法等数十の法規制を受ける大規模複合施設です。

設備管理職員の主な仕事

安定稼動のための日常・月例・年次点検や法令点検を行う中で、異音・異臭・振動・電流値等から故障の予兆を察知し、技術職の理論的指導のもと、事後保全・予防保全のための補修作業を行います。

設備管理職員の役割

清掃工場の設備補修業務に必要な資格を取得し、技能と熟練性を蓄積することで、故障の未然防止や故障発生時の迅速な対応など、工場の安定稼動を支えます。また、工場の安定稼動は、23区が行うごみの収集運搬業務の円滑な運営にも貢献することになります。



クレーン溶接作業



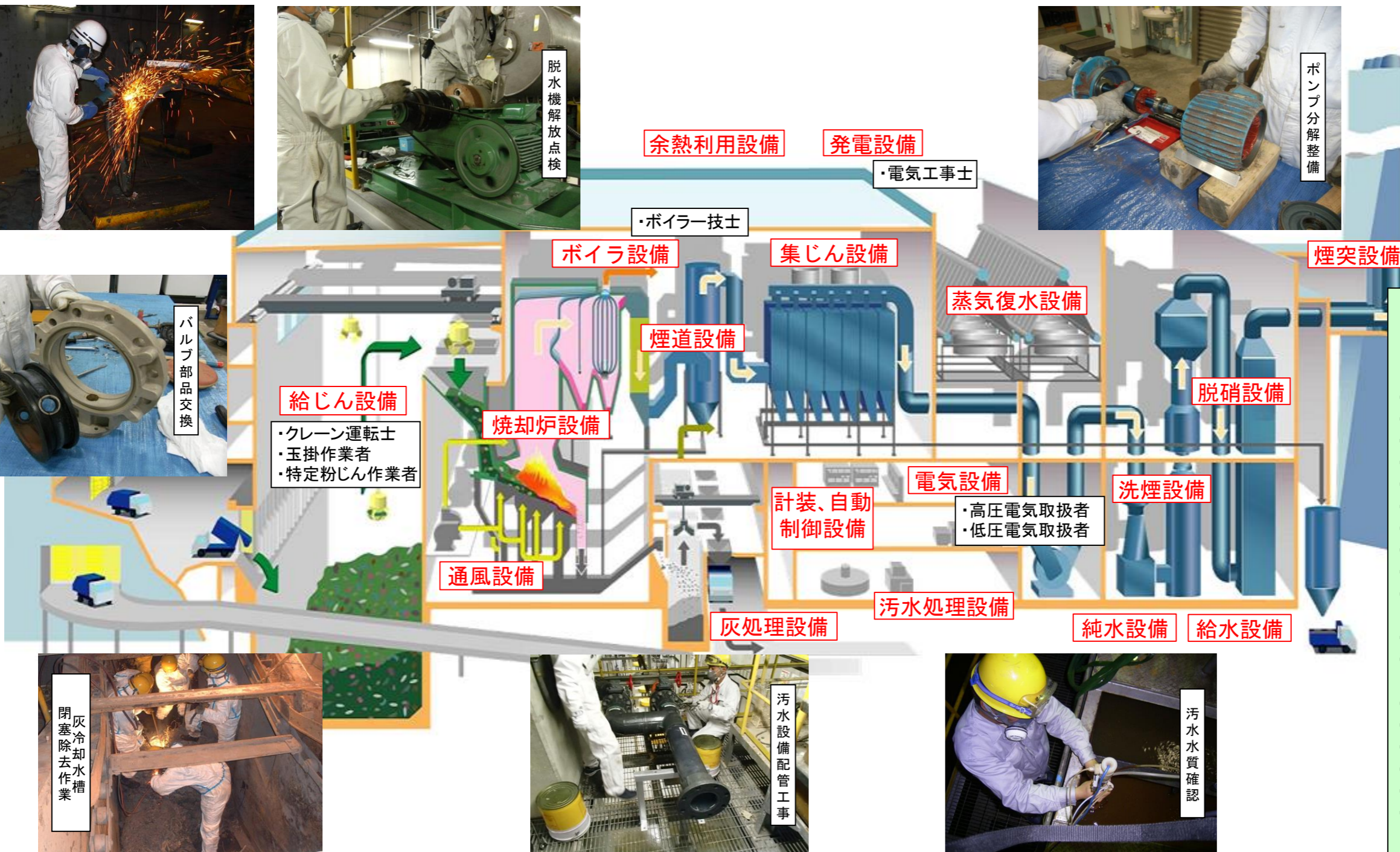
脱水機解放点検



ポンプ分解整備



バルブ部品交換



給じん設備
 ・クレーン運転士
 ・玉掛作業員
 ・特定粉じん作業員

電気設備
 ・電気工事士

電気設備
 ・高圧電気取扱者
 ・低圧電気取扱者



灰冷却水槽閉塞除去作業



汚水設備配管工事



汚水水質確認

設備管理職員取得資格

- ・クレーン運転士
- ・ボイラー技士
- ・ガス溶接作業員
- ・アーク溶接作業員
- ・フォークリフト運転
- ・特定粉じん作業員
- ・玉掛作業員
- ・有機溶剤作業主任者
- ・研削といし作業員
- ・酸素欠乏危険作業主任者
- ・高所作業車運転者
- ・特定化学物質作業主任者
- ・高圧電気取扱者
- ・低圧電気取扱者
- ・電気工事士
- ・自衛消防技術
- ・防災センター要員
- ・足場の組立て等作業主任者 など

技能VI(設備管理)の業務を遂行していくうえで必要となる資格等<主なもの>

名称	業務内容
クレーン・デリック 運転士(クレーン限定)	清掃工場は、ごみクレーンや灰クレーン等自動化されていますが、点検時やコンピューターの故障時等には人間が手動操作を行うことが必要となります。清掃工場では使用頻度の高い資格です。
2級ボイラー技士	労働安全衛生法に基づく国家資格です。清掃工場では、巨大なボイラーを取り扱うため、これを扱う上で必要となる知識を獲得しなければならず、2級ボイラー技士は巨大なボイラーを取り扱う上で最低限の資格となります。
ガス溶接技能講習	ガス溶接とは、可燃性ガスと酸素を用い、金属の溶接、溶断、加熱の作業を行うものです。清掃工場における設備の保守・修理作業を行うために必要となる資格です。
アーク溶接特別教育	アーク溶接は、ガス溶接と並んで清掃工場における設備の保守・修理作業を行うために必須の資格であり、ガス溶接とアーク溶接の両方の技能に習熟することが必要となります。
フォークリフト運転	積載最大荷重に関わらず、フォークリフトを操作・運転するためには、技能講習を修了することが必要となります。清掃工場では、重量機器や機材の運搬・移動は頻繁に発生する作業です。
粉じん作業特別教育	有害な物質を含んでいない粉じんでも、長期間にわたって吸い込み続けると肺に粉じんがたまって「じん肺」になる恐れがあります。このため、粉じん作業に従事する職員は、これに関する最低限の事柄を特別教育として修了することが義務付けられています。特に清掃工場では、焼却炉の補修に伴って粉じん作業が多く実施されるため、安全確保上、必須の講習としています。
有機溶剤作業主任者 技能講習	室内、水槽内などの通風の悪い場所で有機溶剤の製造やこれを取り扱う作業を行う場合は、労働災害防止のため作業主任者を選任しなければなりません。清掃工場における各種補修作業では、防錆作業が頻繁に行われますので、安全確保上、重要な技能講習となります。
研削といしの取替等 特別教育	研削といしの交換が不完全であると重大事故に直結します。清掃工場の設備補修業務においては、金属の研削・研磨は頻繁に行われる作業ですので、安全確保上、必要な講習としています。

名称	業務内容
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者技能 講習	酸素欠乏危険場所では、労働災害防止のため講習を修了した者から作業主任者を選任しなければなりません。清掃工場には、酸素欠乏危険場所や硫化水素発生危険箇所等が多く存在し、正しい知識と技能がないと死亡事故に直結する重大事故を発生させる可能性が高いため、安全確保上、重要な技能講習となります。
特定化学物質及び四 アルキル鉛等作業主 任者技能講習	特定化学物質等を製造し、または、これを取り扱う作業を行うときは、労働災害防止のため作業主任者を選任しなければなりません。この技能講習は、法令に定められた化学物質の取り扱い知識を得るものです。清掃工場では、塩素・水銀・硫酸・アンモニア等の特定化学物質が存在しますので、正しい知識を持って、これに従事する必要があります。
高圧及び低圧電気取 扱特別教育	清掃工場は、特別高圧を含む電路を有しています。電気事業法では、事業者が労働者を高圧・特別高圧の充電電路・支持物の施設点検・修理・操作の業務に就かせる場合は、高圧・特別高圧電気取扱者の特別教育を、同様に、低圧の充電電路の施設修理・配電盤室・変電所等区画された場所に設置する低圧電路のうち充電部分が露出している開閉部の操作業務に就かせる場合は、低圧電気取扱者の特別教育を施さなければならないとされています。
第二種電気工事士	電気工事士とは、住宅や店舗、工場などの電気工事に従事する技術者の資格で、扱うことができる工事の範囲に応じて第一種と第二種に分かれています。第二種が扱うことができるのは、住宅や店舗の屋内配線や照明器具の取り付けといった一般用電気工作物の電気工事のみですが、第一種は第二種の範囲に加えて、最大電力500キロワット未満の自家用電気工作物の電気工事を扱うことができます。第一種を取得すれば、中小規模のビルや工場の屋内配線・受電設備配線などの電気工事に従事することが可能となります。清掃工場のように、1,000から1,500台にも及ぶ電動機を所有するプラントでは、電気設備に関わる点検、修理は頻繁に行われます。電気設備の操作ミスは大規模事故につながる可能性が高いため、有用な資格となります。